

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和3年7月25日 00時40分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市博奕岬北東方沖 博奕岬灯台から真方位020° 1,480m付近 (概位 北緯35°33.6′ 東経135°20.8′)
事故の概要	プレジャーボートChallenge21は、西南西進中、定置網のロープに絡索し、運航不能となった。
事故調査の経過	令和3年8月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Challenge21、5トン未満（長さ10.79m）
船舶番号、船舶所有者等	251-19058京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 養殖施設のロープに切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、舞鶴市冠島周辺の釣り場から南方に移動して舞鶴市小橋港沖の別の釣り場でいか釣りを行った後、舞鶴港への帰途について西南西進した。</p> <p>船長は、操舵室の椅子に腰を掛け、機関回転数毎分約1,800とし、約13ノットの対地速力で、目視により博奕岬灯台及び舞鶴港口の灯浮標の各灯光を左舷船首方に見ながら西南西進を続けた。</p> <p>船長は、船体が急に止まったので、付近を見たところ、定置網に進入し、定置網のロープがプロペラに絡んだことを知った。</p> <p>本船は、船長が機関を後進に掛けるなどしたものの、ロープから離れることができず、118番通報を行った後、来援した定置網漁業者の船によってロープを切断され、自力航行により港に戻った。</p> <p>本船は、ふだん帰途につく際、冠島周辺から発進することがほとんどであり、本事故当時、ふだんよりも西向きに航行していたものの、ふだんと同じ南向きの針路をとっているつもりで航行して定置網に進入したと本事故後に思った。</p> <p>船長は、慣れている海域でも油断せずにGPSプロッターを有効に活用して慎重に航行すべきであったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、GPSプロッターの電源を切った状態で西南西進中、船長が、灯台の灯光の見え具合によりふだん冠島付近の釣り場から帰航す

	<p>る南向きの針路と判断して航行を続けたことから、定置網に向かって いることに気付かず、定置網に進入して同網のロープに絡索し、運航 不能となったものと推定される。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、GPSプロッターの電源を切った状態で 西南西進中、船長が灯台の灯光の見え具合によりふだん冠島付近の釣 り場から帰航する南向きの針路と判断して航行を続けたため、定置網 に向かっていないことに気付かず、定置網に進入して同網のロープに絡 索したことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、ふだん慣れた海域を航行する場合でも、灯台の灯光の見 え具合だけで判断せず、GPSプロッターを有効に使用して自船 の位置を確かめ、付近の障害物の把握に努めて航行すること。</li> </ul>